

52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

区では、平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、4年度から実施している。

29年度は3月20日に練馬文化センターで開催した。出演者は名倉誠人氏（マリンバ）、板橋由紀氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、練馬区名誉区民である漫画家のちばてつや氏を招き、旧満州からの引き揚げ体験についての講演を行った。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

当日は、平和祈念パネル展示コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

2 平和祈念パネル展

29年8月3～15日に区役所本庁舎アトリウム、石神井庁舎5階ロビーで東京大空襲、原爆による被害の状況、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

国は9年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を定め、重要課題として、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人等の人権問題を掲げた。

14年の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、さらに、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、性的少数者等の人権問題を掲げている。

また、25年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、69.3%であった。区では、それらを踏まえ、区民が人

権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

(1) 「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に合わせて、講演と映画の上映を行っている。29年度は、探検家で医師の関野吉晴氏による講演「グレートジャーニー～地球を歩いて考えたこと」と、映画「湯を沸かすほどの熱い愛」の上映を練馬文化センターで行った。（参加者延べ501人）

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全4回（参加者延べ162人）を開催した。

(3) 啓発映画DVDや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発映画DVD等を貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子発行

28年度に実施した「講演と映画の集い」の講演録「共に生きる社会へ－報道現場からの報告－」（フリーアナウンサー 藪本雅子氏）を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定した。22年2月には、「犯罪被害者等支援の手引」を作成し、「職員が犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うこと」、「警察や民間団体と連携を図り支援を効果的に推進すること」を職員へ周知した。30年3月に、社会の変化に伴って手引を改訂し、第2版を発行した。

また、29年11月に、犯罪被害者週間行事として、公益社団法人被害者支援都民センター自助グループのメンバーで、殺人事件被害者遺族の甘楽奈穂美氏による講演「犯罪被害者遺族の声」（参加者25人）を区役所本庁舎で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、けやきまつり等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施しており、29年度は、生涯学習センターで、「女もつらいよ男もつらいよ～男性学の視点から女性も男性も生きやすい社会について考える～」と題し、大正大学心理社会学部准教授田中俊之氏を講師として講演会（参加者133人）を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催した。29年度は「働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進+わかる！健康な職場の作り方」（参加者51人）をテーマとした。

4 啓発冊子の発行

「MOVE（う・ご・く）」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

〔MOVE（う・ご・く）〕

29年10月発行のvol.43では「男女共同参画は料理から～アラサー・アラフォー男子もチャレンジ～」を特集テーマとした。



●男女共同参画に係る総合的な施策の推進

1 「第4次 練馬区男女共同参画計画」の策定

国は11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定された。27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、「女性活躍推進法」の基本方針を反映、あらゆる分野における女性の活躍と男女共同参画を推進していくこととしている。

区では、練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された『第4次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言（27年3月）を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第4次 練馬区男女共同参画計画（計画期間28～31年度）」を28年3月に策定した。

2 計画の内容

人権を尊重し、あらゆる差別や暴力を許さないための相談体制の強化、男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進など前計画を継承している。また、新たな課題にも対応するため、計画期間に重点として取り組む目標を明確にし、関係機関と連携しながら施策に取り組む。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。このことから、配偶者暴力等防止と被害者支援の充実や、女性の就労、再就職、能力開発に関する支援に、これまで以上に力を入れていく。

計画の推進にあたっては目標ごとに指標を設け、計画期間中の取組状況を測り、重点取組については、毎年実施状況の把握・評価を行っていく。

3 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画推進懇談会は、公募区民、団体代表や学識経験者などで構成されており、男女共同参画社会の推進について、総合的に検討を行っている。29年度は、「第4次練馬区男女共同参画計画」に基づく29年度事業等に対する意見が出された。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図

ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間に女性に対する暴力をなくす運動を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置した。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

その後、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定め、22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」に目的および名称を変更した。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。なお、年間を通して実施している男女共同参画に関する講座では、子どもを持つ区民が参加しやすいように保育室を設置している。

18年4月から施設の貸出しと維持管理業務について、指定管理者制度を導入した。24年4月以降は、講座等の事業についても指定管理者が実施している。

〔事業実施状況〕

(単位：人) 29年度

事業名（講座数）	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
男女共同参画問題講座（39講座）	1,325	179
区民企画講座（8講座）	201	1
映画上映会（1講座）	102	1

〔施設利用状況〕

(単位：人) 29年度

施設	利用者
会議室	7,471
視聴覚室	15,541
和室（大）	4,984
和室（小）	3,387
第1研修室	8,265
第2研修室	5,047
第3研修室	6,720
小計	51,415
録音室	2,909
保育室	3,359
合計	57,683

1 男女共同参画センターえーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

29年度は「誰もが自分らしくはばたこう」をテーマに、6月3～4日に開催し、延べ1,952人（保育人数延べ2人）が参加した。

〔男女共同参画センターえーるフェスティバル〕

事業内容	
特別講演会	忘れられた女性作曲家たち ～あの曲も女性の作品?!～
講演会・懇談会	・女性の生き方と憲法 ・楽しもう、健康長寿の人生を！ ・練馬のヤサイ…食べてますか？ —練馬のヤサイ生産者が語るお得な情報—
その他	・手作り体験コーナー 寸劇 ・いきいき健康体操 ・男女共同参画に関するパネル展示 ・利用団体の発表

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができる。また、学習に関する読書相談にも応じている。

〔資料収集状況〕

29年度末現在

収集資料	数量
図書	12,401冊
行政資料	2,567冊
各種団体資料	744冊
雑誌	11誌
新聞	7紙
ビデオテープ（DVDを含む）	62本

【図書・資料室の利用状況】

29年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後9時30分まで（読書相談は午後5時まで）	1,528人	7,708冊	61件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

【相談室開設状況】

29年度

相談	相談日 (※2)	件数(件)
総合相談	毎日	3,241
心の相談(カウンセリング)(※1)	月～土	383
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※1)	月・水・金	506

※1：予約制

※2：年末年始および施設点検日を除く